

知立市農業用機械等導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業生産体制の構築及び農業経営の改善を図るため農業者が行う農業用機械、農業用機器又は農業用施設（以下「農業用機械等」という。）の導入等に対して、予算の範囲内において交付する知立市農業用機械等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、知立市内に住所を有する農業者若しくは当該者で組織する団体又は主たる事業所を知立市内に有する法人のうち販売目的で農業生産活動を行うものであって、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 経営耕地面積が10a以上の者又は前年の農産物販売額が15万円以上の者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係がない者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助金の額は別表のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定に関わらず、国又は他の地方公共団体から補助金等が交付され、又は交付されることが見込まれる事業は、補助対象事業としない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、補助対象事業を実施する前に、知立市農業用機械等導入支援事業補助金交付申請書（様式第1）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (2) 補助対象事業の内容を確認できる書類（カタログ、設計書等）
- (3) 市税等に滞納がないことの証明書
- (4) 前年度の農産物販売額がわかるもの

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、1年度につき1回を限度とする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査し、相当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、知立市農業用機械等導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、知立市農業用機械等導入支援事業補助金実績報告書（様式第3）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る経費の額及び支払の額が確認できる書類

(2) 補助対象事業の実施及び完了が確認できる写真等

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定により実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、知立市農業用機械等導入支援事業補助金額確定通知書（様式第4）により通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の通知を受けた者は、速やかに知立市農業用機械等導入支援事業補助金交付請求書（様式第5）により補助金の交付を請求するものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第9条 補助事業者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類並びに財産管理台帳を備え、これを整理しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同

省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間。以下「財産処分制限期間」という。)を経過したときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定に基づき補助金の交付が決定した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
農業用機械等の導入	農業用機械、農業用機器、農業用施設（トラック類、パソコン類等の汎用性の高いものは除く。）の新規導入又は更新にかかる経費	購入費の2分の1以内 (上限額50万円)